

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(岐阜南税務署長)

平成25年11月13日棄却・上告

(第一審・岐阜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年7月3日判決、本資料263号-123・順号12247)

| 判 | 決 |
|----------|--------------|
| 控訴人 | 甲 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 谷垣 禎一 |
| 処分行政庁 | 岐阜南税務署長 高木文彦 |
| 同指定代理人 | 大島 憲太郎 |
| 同 | 立田 渉 |
| 同 | 平岩 大輔 |
| 同 | 近藤 茂 |
| 同 | 高橋 秀樹 |
| 同 | 加藤 慎弥 |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、控訴人に対し、平成22年4月16日付けで行った更正処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、その所有に係る土地を1億1450万円で譲り渡したとして、当該譲渡による譲渡所得を含む平成20年分の所得税の確定申告(納付すべき税額は1558万3700円)をした後、同確定申告の上記譲渡に係る長期譲渡所得の金額の計算において、譲渡収入金額や資産の取得費等に誤りがあり、また、当該譲渡につき、居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の特別控除を行うべきであるから、控訴人が納付すべき税額が過大になっている旨主張して、処分行政庁に対し、国税通則法23条1項に基づく更正の請求をしたところ、処分行政庁が、上記控訴人の指摘に係る誤りはないが、所得控除の金額等に一部誤りがあるとして、平成22年4月16日付けで納付すべき税額を1541万6300円とする更正処分をし、その後、同年9月3日付け異議決定により、上記更正処分を一部取り消して納付すべき税額を1539万0400円としたのに対し、控訴人が、被控訴人に対し、①上記長期譲渡所得の金額の計算において控除すべき取得

費は少なくとも2000万円で、②不動産業者に支払った仲介手数料等も譲渡費用として控除すべきであり、③居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の特別控除をし、④控訴人の事業所得の計算上生じた損失額との損益通算を認めるべきであるから、納付すべき上記譲渡に係る長期譲渡所得税は0円であるなどと主張して、上記更正処分（上記異議決定により一部取り消された後のもの）の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。

2 その余の事案の概要は、次のとおり補正し、控訴理由を次項に付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁5行目の「31条」の次に「（平成22年3月31日号外法律第6号による改正前のもの。以下同じ）」を加える。
- (2) 同4頁3行目の「35条」の次に「（平成25年3月30日号外法律第5号による改正前のもの。以下同じ）」を加える。
- (3) 同5頁22行目の「訴外株式会社B、」から23行目の「その履行のため、」までを削る。
- (4) 同6頁1行目から2行目にかけての「甲17、甲19、」を削る。
- (5) 同7頁21行目の「本件土地建物は、」を「本件土地建物につき、」と改める。
- (6) 同9頁4行目及び21行目の各「1億812万9330円」をいずれも「1億0812万9330円」と、19行目の「5万670円」を「5万0670円」とそれぞれ改める。
- (7) 同13頁13行目の「7627万226円」を「7627万0226円」と改める。

3 控訴理由

(1) 控訴人は、本件譲渡に関する税務申告について判断に迷ったため、岐阜南税務署の担当者に相談して、確定申告の期間内に仮のものとして本件確定申告を行い、引き続き行政指導を受けて修正申告する予定であった。そうでなければ、多重債務に苦しみ、事実上倒産している控訴人が、入金もないのに、1億円を超える不動産の売買を申告することはない。

酒造業を営む控訴人は、事業を継続させようと、監督官庁である岐阜南税務署に何度も資料を持って行政指導を依頼し、様々な方法で債務の切捨てを図り、岐阜南税務署もこれを追認したのであるから、処分行政庁が、仮申告にすぎない本件確定申告を奇貨として、多重債務と金利の支払に苦しむ控訴人に課税することはやめるべきである。

(2) 取得費の額について、控訴人が相続取得したもの以外の土地の取得やそれに伴う支出、宅地造成費用等として2000万円を超える支出をしたことは、本件土地の写真や図面、現地を見れば明らかである。

(3) 居住用財産譲渡特別控除について、平成17年当時、本件土地及び本件土地上の建物はすべて競売対象物件となっていたから、本件土地建物は、実質的に競落人としてのG及びHの所有になっていた。上記兩名は、本件土地建物の転売を考えており、不動産取得税等の余分な支出を避けるため、中間省略登記をするつもりで、自分たちへの所有権移転登記手続をしなかったにすぎない。そして、上記兩名は、乙が控訴人及びその家族への金銭援助を続けてくれたため、自分たちが取得した本件土地建物の一部を乙名義にした。建物2の所有権移転を売買の形にしたのは、他の多数の債権者への配慮からであったし、本件土地の所有権移転を売買の形にしたのも、同様の理由である。

このように、本件譲渡は実体的には存在せず、建物2及び本件土地の所有権移転は、競売落札の処理であった。

- (4) 控訴人の経営の実情及び行政指導の立場から、過去の事業所得の金額の計算上生じた損失額との損益通算を認めるべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。

その理由は、控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 控訴理由に対する判断

- (1) 控訴人は、本件確定申告は、岐阜南税務署の担当者に相談して行った仮のものにすぎず、本件譲渡における入金はなかったのであるから、処分行政庁が、仮申告にすぎない本件確定申告を奇貨として、多重債務と金利の支払に苦しむ控訴人に課税することはやめるべきである旨主張する。

しかしながら、証拠（乙2）によれば、控訴人は、控訴人のGに対する平成18年2月22日付け債務承認弁済契約等に基づく7000万円の債務及び平成17年1月21日付け金銭消費貸借契約に基づく3250万円の債務（合計1億0250万円）並びにHに対する同金銭消費貸借契約に基づく1200万円の債務の弁済に代えて、G及びHに対し、本件土地を譲渡したことが認められ、本件土地の譲渡（代物弁済）により、控訴人の上記両名に対する合計1億1450万円の債務が消滅し、控訴人に同額の経済的利益が生じたというべきであるから、本件譲渡に際して現実の入金がなくても、本件譲渡による控訴人の譲渡収入金額は1億1450万円となる。

したがって、控訴人は、本件譲渡による譲渡収入金額を1億1450万円とする確定申告をすべきであったのであるから、控訴人の上記主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、取得費の額について、控訴人が土地の取得やそれに伴う支出、宅地造成費用等として2000万円を超える支出をしたことは、本件土地の写真や図面、現地を見れば明らかである旨主張するところ、仮に、本件土地の写真や図面等から、控訴人が本件土地への換地の元となった18筆の土地の取得に当たり、いくらかの用地買収費、移転補償費、宅地造成費用等を支出したこと自体は推認できるとしても、本件において、その具体的な額を裏付ける的確な証拠は提出されておらず、本件全証拠によっても、本件土地の実額取得費は不明であると言わざるを得ないから、控訴人の上記主張は採用できない。

- (3) 控訴人は、居住用財産譲渡特別控除について、平成17年当時、本件土地及び本件土地上の建物はすべて競売対象物件となっていたから、本件土地建物は、実質的に競落人としてのG及びHの所有になっていたが、転売時の不動産取得税等の余分な支出を避けるため、上記両名への所有権移転登記手続をせず、その後、上記両名は、他の多数の債権者への配慮のため、建物2を売買の形で乙名義にしたものであり、本件譲渡は実体的には存在せず、建物2及び本件土地の所有権移転は、競売落札の処理であった旨主張するところ、この主張は、本件土地は、実質的には平成17年に建物と一体でG及びHに譲渡されており、また、上記両名は親族としてではなく、「競落人」の地位に基づき本件土地建物の譲渡を受けたのであるから、本件土地の譲渡は居住用財産譲渡特別控除の要件を満たす旨の主張と解される。

しかしながら、控訴人が平成17年1月21日にFに支払った4450万円をG及びHが用立てたとしても、そのことから直ちに上記両名が本件土地建物の所有権を取得したことにはならないところ、本件全証拠によっても、そのころ、上記両名が本件土地建物の所有権を取得し

たとは認められない上に、上記兩名は控訴人の直系血族であるから、本件譲渡は居住用財産譲渡特別控除の要件を満たさない。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

(4) 控訴人は、控訴人の経営の実情及び行政指導の立場から、過去の事業所得の金額の計算上生じた損失額との損益通算を認めるべきである旨主張するが、平成16年1月1日以後の譲渡に係る長期譲渡所得には所得税法69条に定める損益通算の規定の適用がないことは前述（原判決引用部分）のとおりであるから、控訴人の上記主張は採用できない。

(5) 控訴人は、その他控訴人の経済的事実等を種々主張するが、いずれも本件更正処分（異議決定により一部取り消された後のもの）の取消事由となるものではない。

3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 道春

裁判官 内堀 宏達

裁判官 濱 優子